

災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活関連物資及び自動車燃料（以下「物資等」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資等の調達を行う必要があると認めるときは、乙に対し物資等の供給の要請を行うことができる。

- (1) 鳥取県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 鳥取県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資等の調達のあっせんを要請されたとき。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置をとるものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

- (1) ガソリン、混合油、軽油、灯油及び重油
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、別紙の「災害時における生活関連物資及び自動車燃料供給要請書」（以下「文書」という。）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引き渡しまでの運搬賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格とする。）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第7条 引き渡しを受けた物資の代金は、乙の請求に基づき可能な限り速やかに支払うものとする。
2 前条に規定する引き渡し前に生じた物資の亡失、き損は乙の負担とする。

（情報交換）

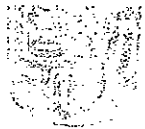
第8条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、互いに情報交換に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

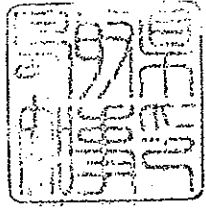
第10条 この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定する。



この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年2月4日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山善博



乙 住所 米子市東町一丁目220番地
名称 鳥取県石油商業組合
代表者 理事長 坂田允彦



別紙

災害時における生活関連物資及び自動車燃料供給要請書

年 月 日

鳥取県石油商業組合 様

鳥取県知事 氏 名

災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の物資及び自動車燃料の供給を要請します。

記

1 供給を要請する理由

2 供給を要請する生活関連物資、自動車燃料及び引き渡し場所等

| 物資の名称 | 規格 | 数量 | 物資の引き渡し場所 | 引き渡し日時 | 備考 |
|-------|----|----|-----------|--------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3 供給に当たっての注意事項

- (1) 石油類の運搬に当たっては、消防法、危険物の規制に関する政令等関係法規を遵守すること。
- (2) 複数の種類の燃料を容器に入れて引き渡す場合は各容器に中身を書いたシールを貼る等中身が判別できるようにすること。
- (3) 自動車燃料については、給油所で災害対応車両へ直接給油する場合もあること。
- (4) 自動車燃料の需給が逼迫した場合、災害対応車両への優先的供給に協力いただきたいこと。